



進路通信

令和3年度

第2号

令和3年6月2日発行

高崎商業高等学校定時制進路担当

高卒新卒求人の現状と応募手順

○昨年度の県内の状況について

昨年度はコロナ禍で、就職難が予測されましたが、**県内の新卒求人はH8年3月以降3番目に多い求人倍率**となっています。減少したと言われている就職希望者数も、実際数は、H25年から増加傾向にあった数がH25年度並みに戻った程度でしたので、極端に求人が減ったために就職が困難だったということはありませんでした。

以下が昨年度の群馬県内の内定状況です。

【令和2年度高校新卒者の求人・求職・内定状況】厚生労働省 群馬労働局発表

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 就職内定率 | 98.9 % |
| 就職内定者数 | 2,674 人 |
| 2 求人倍率 | 2.79 倍 (平成8年3月以降、3番目の高い水準) |
| 3 求人数 | 7,529 人 (企業側が採用したい高校生の人数) |
| 求職者数 | 2,703 人 (就職を希望する高校生の人数) |

○令和4年3月新規高等学校卒業者の採用・選考スケジュール

高卒新卒求人は、前号で述べたとおり特別な求人であるため、ハローワークの代行として**学校を通して応募する**ことになっています。

さらに、多くの生徒が卒業までに内定を得られるようにするための配慮として、大学・専門学校等より**多くのルールがあり、スケジュールが決められています**。

群馬県では今年度も**10月1日までは一人の生徒が応募できる企業は1社のみ**、というルールで進められます。「複数の内定をもらう生徒がいる一方でどこからも内定をもらえない生徒がでる」という事態を避けるためです。

そのため、**応募する1社は内定が出たら必ず入社しなければならず、辞退はできません**。そのため、**応募の際は、内定したら必ず入社する旨の誓約書を提出してもらいます**。

また、毎年同じ企業から同じように求人があるとは限りません。企業は毎年採用計画を立て、必要となときに必要な人数を採用するからです。「この仕事、この会社以外は嫌だ」ということだと就職するのが難しくなってしまう場合もあります。経済的自立を第一に考え「必ず就職をする」と決めたなら、自分が入りたい企業、やりたい仕事は1つに絞らず、柔軟に考えて**複数の候補を選び、事前に企業見学をして、「ここならやっていける」と思った場所に、しっかり働く覚悟を固めて応募**する、ということがとても大切です。

令和3年6月1日以降	企業からハローワークへ求人申込を開始
令和3年7月1日以降	高卒新卒求人公開 企業見学
8月中旬頃まで	応募先決定→「推薦（斡旋）願・誓約書」提出
8月中旬～8月下旬	履歴書の作成（志望動機が特に重要） 面接練習
令和3年9月5日以降	学校→企業 応募書類送付
令和3年9月16日以降	採用選考開始日 採用内定開始日
令和3年10月1日以降	複数応募・推薦開始日（1人2社まで）